

介護の仕事魅力発信事業業務委託仕様書

1. 目的

介護の仕事は他の産業と比べ、日常生活において接する機会が少ない職業の一つである。そこで、県内の学生とその親世代を中心に、広く県民の方々に対して、介護の仕事のやりがいや魅力、素晴らしさ等の情報を発信し、介護の仕事に対する理解促進及びイメージアップを図るとともに、県内の介護現場で働く方達の仕事に対するモチベーションアップや、介護現場で働きたいと思う学生の数を増やすことを目的とする。

2. 事業内容

(1) ミニ番組の制作、放送等による介護の仕事の魅力についての情報発信

ア 内 容 介護の仕事に興味・関心をもってもらい、そのイメージアップに資する、従来の介護に関する番組にない話題性のある番組を制作し、放送する。

イ 対 象 県内の中高生及びその親世代

ウ 時 間 10分以内のミニ番組を基本とする。

エ 製作本数 10本程度

オ その他 本放送は、毎週または隔週に1回の放送を基本とする。

また、1回の本放送につき、最低1回は再放送を行うことが望ましい。
地上波での放送を行うものとする。

ミニ番組の周知・宣伝を行うこと。なお、具体的な内容・回数等は企画コンペの提案による。

番組放送後、Youtube等の動画閲覧サイトへアップロードできるファイル形式の映像データを納品すること。また、番組が放送回ごとに視聴できるようなチャプターを設定したDVDを制作し、納品すること。

【企画提案に必ず盛り込むべき要素】

- ・番組の規格（時間、放送回数、製作本数、放送スケジュール）
- ・放送時間帯（その時間帯で放送することの理由を含む）
- ・各放送回の内容
- ・ミニ番組の周知・宣伝の内容（回数、宣伝で期待できる効果を含む）
- ・普段テレビを観ない方々の目に触れてもらうための工夫
- ・話題性、注目を集めるような工夫
- ・介護及び介護の仕事について知らない方々にその魅力を感じてもらうための工夫
- ・介護及び介護の仕事に興味関心を持ってもらい、これまでのマイナスイメージを払拭してもらうための工夫
- ・介護の現場で働きたいと思ってもらえるような工夫

(2) テレビCMの制作、放送による介護の仕事の魅力についての情報発信

- ア 内 容 「介護」及び「介護の仕事」を身近に感じてもらい、介護についての理解促進とその魅力、かつ、より多くの注目を集めるテレビCMを制作し、放送する。
- イ 対 象 県内の中高生
- ウ 放送時期 令和2年3月までで1カ月以上の期間
- エ 製作本数 2本以上
- オ 放送回数 200回程度
- カ そ の 他 放送後、Youtube等の動画閲覧サイトへアップロードできるファイル形式の映像データを納品すること。

【企画提案に必ず盛り込むべき要素】

- ・テレビCMの規格（時間、放送回数、放送スケジュール）
- ・放送時間帯（その時間帯で放送することの理由を含む）
- ・テレビCMの内容
- ・普段テレビを観ない方々の目に触れてもらうための工夫
- ・話題性、注目を集めるような工夫
- ・介護の仕事を手近に感じてもらい、その魅力を感じてもらうための工夫
- ・介護に対するマイナスイメージを払拭してもらうための工夫

(3) その他介護の仕事及びその魅力に関する広報

- ア 内 容 介護の仕事のやりがいとその魅力について広報を行う。（例えば介護に関する仕事内容や介護の仕事に就くまでの流れ（資格取得）等、介護及び介護の仕事についての情報発信。）
- イ 対 象 県内の中高生及びその親世代、就職及び転職を考えている求職者
- ウ 広報媒体 企画コンペの内容による。なお、広報媒体は複数が望ましい。
ただし、県では別に、介護の日記念イベント、介護事業所リサーチサイト”介の助”による情報発信等を行っているため、その事業内容（イベントを行うこと、Webサイトを構築すること）と重複することがないように留意すること。

【企画提案に必ず盛り込むべき要素】

- ・広報の内容（規格、広報回数を含む）
- ・介護に関心がない方にも介護及び介護の仕事に注目してもらうための工夫
- ・介護に関する情報をわかりやすく伝えるための工夫
- ・介護の現場で働きたいと思ってもらえるような工夫

【その他、企画提案に関する留意点】

- ・本仕様書に記載の事業内容の中で、事業効果が測れるものがあれば、その内容について企画提案に盛り込むこと。
- ・本委託業務の予算の範囲内において、本仕様書に記載する業務手法以外に、提案者が実施できるものがあれば、その内容について企画提案に盛り込むこと。

3.制作上の留意点

- (1) 上記の制作に当たっては、取材先の選定及び取材調整、取材先への原稿確認、番組放映・動画配信等の了承確認等については、受託先が行うものとする。ただし、事前に県と十分協議すること。
- (2) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きをとること。

4.その他

- (1) 受託者決定後、協議内容により、採用された企画を一部変更することがある。
- (2) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (3) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (4) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。

5.委託期間 契約締結日～令和3年3月31日

6.予算 26,001千円